

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第1章 このガイドラインについて

(1) 策定に至る経緯

児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない、監護に欠ける小学生を対象に、放課後等に安全で、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るための事業である。共働き家庭の増加だけでなく家庭環境の多様化に伴い、対象となる児童も年々増加。児童クラブは子育てをしていく上で大きな役割を担うようになり、その重要性は全国的にますます高まっている。

東村山市においても児童クラブの入所児童数が増加し、平成18年には大規模化が問題化してきた。問題解決のためには児童クラブの分割・増設が必要となってくる。東村山市の児童クラブは公設公営で、これまで質の高い保育を行ってきたが、児童クラブの分割・増設をするとなれば、厳しい財政状況の下、一定の経済性・効率性が求められることが想定される。そこで児童クラブの分割・増設に伴って想定される多様な運営形態においても、当市が培ってきた質の高い保育を担保させるため、平成19年3月、児童育成計画推進部会の放課後児童対策作業部会において「東村山市児童クラブ設置・運営基準（案）」を策定。しかし「東村山市児童クラブ設置・運営基準（案）」は様々な事情から案の段階で策定がストップしてしまった。

その後、厳しい財政状況にも関わらず、東村山市は平成24年までに9つの第2児童クラブを順次設置。大規模化問題はひとまず解消できたものの、今度は行財政改革の一環として運営体制の見直しが新たな問題として浮上してきた。

東村山市は平成23年3月に「第4次東村山市行財政改革大綱」を策定、「第1次実行プログラム」において「平成25年度に80パーセントの児童クラブにて正職員と嘱託職員の配置の見直しの実施」を方針として打ち出した。この嘱託職員化について、各児童クラブの保護者会をとりまとめている東村山学童保育連絡協議会（以下「学保連」という）は全保護者を対象に「児童クラブ指導員の嘱託化に対するアンケート」を実施。その結果、50.9%が「絶対反対」とし、嘱託職員化に対する不安として74.8%が「子どもの安全」を挙げた。

東村山市は学保連との数回にわたる協議で、嘱託職員化をスローダウンしていくことを明言。さらには、運営体制を大幅に見直す前に現在の児童クラブにおける保育の質を担保するための設置・運営基準もしくはガイドラインの策定

が必要である、という学保連の要望を受け入れ、平成24年3月、東村山市と学保連、そして各児童クラブの保護者の三者で構成する協議会を開催。平成24年6月に協議会を「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン策定会議」と改め、平成19年3月に策定した「東村山市児童クラブ設置・運営基準（案）」を踏まえた上で、東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という）を策定することとなった。

（2）東村山市が目指す児童クラブ

東村山市では、監護に欠ける児童が安全に過ごすことができ、児童の自立を支援することを児童クラブの最優先の目的とする。この実現のためには、指導員と保護者が共に手を取り合って協力していく必要がある。東村山市ではこれまで、「児童クラブにおける子育ては、指導員と保護者が子どもを真ん中に、共につくり上げていくもの」という認識のもと、質の高い保育を実施してきた。どちらか一方に任されるものでも、どちらかの都合にあわせて運営されるものでもなく、常に「子どもを真ん中に」置いて考える——この姿勢で以下の理念・目的に取り組んでいくこととする。

- ①保護者の就労又は疾病等の理由により、適切な監護を受けられない児童に、放課後における「安全な、遊び及び生活の場」を提供し、その健やかな成長・発達を図ることを目的とする。
- ②単に放課後の児童を預かるだけの場所ではなく、児童が安心して豊かな放課後を過ごせる居場所づくりを目指していく。
- ③児童の成長と発達を促し、児童の自立を支援することを目的として、指導員と保護者の両者が協議し、共に手を取り合って目的を実現していく場とする。
- ④安全な生活の場を築くため、地域社会に働きかけ、地域の支えを得ながら、運営の充実を目指す。

（3）ガイドラインの位置付け

当ガイドラインの位置付けは、次のとおりとする。

- ①当ガイドラインは、児童福祉法、厚生労働省が平成19年に策定した放課後児童クラブガイドライン、東京都学童クラブ事業実施要綱に準拠する。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「東村山市次世代育成支援行動計画（子育てレインボープラン）」とも整合を図る。

- ②当ガイドラインは、東村山市の児童クラブの運営について、あるべき方向性と守られるべき最低基準を示したものである。
- ③当ガイドラインは、東村山市の児童クラブに通う全ての児童を対象とし、事業運営方式の如何を問わず適用されるものである。
- ④児童クラブの運営者は、当ガイドラインを超えて、常にその設備及び運営の質を向上させなければならない。
- ⑤当ガイドラインをすでに超えて、設備を有し、または運営をしている児童クラブにおいては、その設備または運営を低下させてはならない。

なお、当ガイドラインは、必要に応じて見直しを行うこととする。